

○商工委員會

內閣提出法律案（七件）

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法
第一〇号）

要旨

本法律案は、我が国の織維産業が近年の円高基調の定着、NIES等の追い上げなどによる輸入の増大、需要の多品種、少量、短サイクル化等の変化に対応し、構造改善を推進するため、新たな実需対応型供給体制を構築しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の廃止期限の延長

本法律の廃止期限を、平成六年六月三十日まで五年間延長する。

二、基本指針に定める事項の追加

通商産業大臣が基本指針に定める事項に「織維工業の構造改善の基本的な方向」を追加する。

三、構造改善事業計画の承認の制度の改正

構造改善事業計画の承認の制度について、その事業が相互に密接に関連する織維事業者等の連携に関する計画に対するものとする。

四、構造改善円滑化計画の承認の制度の創設

構成員の相当部分が織維事業者である商工組合等は、構造改善事業の円滑な実施を図るための構造改善円滑化計画の承認を受けることができるものとする。

五、織維工業高度化促進施設の整備

政府は織維工業の構造改善を効果的に推進するため、織維工業の高度化を促進する事業を総合的に行う施設（織維工業高度化促進施設）の整備を図るために必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めるとともに、その運営が効率的に行われるよう必要な措置を講ずる。

六、織維工業構造改善事業協会の業務の追加等

織維工業構造改善事業協会の役員の定員及び任期を改正するとともに以下の業務を追加する。

1 織維工業高度化促進施設の整備の事業に必要な債務の保証及び同施設の運営を行いう者に情報の提供等を行う。

2 織維事業者が織維製品の生産、流通に関する情報の処理を効率的に実施するための調査研究及びその成果の普及を行う。

七、産業基盤整備基金の業務の追加

産業基盤整備基金の業務に、織維工業高度化促進施設

の整備の事業に必要な資金の出資等の業務を追加する。

八、その他

承認構造改善円滑化計画の実施に際しての資金の確保、
固定資産の特別償却等について規定する。

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案（閣法第三二一号）

要旨

ただいま議題となりました纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の纖維産業をめぐる内外経済情勢の著しい変化、すなわち円高の定着、アジア新興工業地域の追い上げ等による輸入の増大、消費の多様化等に対応するため、本年六月末で期限切れとなる同法の期限を五年間延長するとともに、纖維工業の構造改善として、需要動向に

対応して適時、適量に纖維製品を供給する体制を構築する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、纖維産業の現状と将来の展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつ

一、「特定新規事業」の定義

「特定新規事業」とは、新商品の生産若しくは新役務を提供する事業または新技術を利用して商品の生産・販売若しくは役務の提供方式を改善する事業のうち、通商産業省の所掌するものであって、かつ、それらが事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上または国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

二、「実施指針」の策定

通商産業大臣は、特定新規事業の実施に関する指針について、次に掲げる事項を定める。

(一) 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項

(二) 特定新規事業の内容

(三) 特定新規事業の実施方法

(四) その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

三、実施計画の認定

(一) 特定新規事業を実施しようとする者は、実施指針に沿って、実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出する。

(二) 通商産業大臣は、提出された実施計画が実施指針の要件に適合するものであると認めるときは、認定をする。

なお、実施計画の変更等について所要の規定を設ける。

四、産業基盤整備基金の業務

産業基盤整備基金は、特定新規事業の実施を円滑化するため、次の業務を行う。

(一) 認定された特定新規事業の実施に必要な資金調達の

ために発行する社債及び資金借り入れに係る債務保証

(二) 認定された特定新規事業の実施に必要な資金の出資

(三) 特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供

(四) 当該業務に関する附帯業務の実施

五、社債発行限度の特例

認定事業者であり会社であるものが、認定された新規事業に必要な資金を調達するためには発行する新株引受権付社債のうち、通商産業省令の定めに基づいて、産業基盤整備基金が元本に係る債務償還について保証する場合、商法の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は資本及び準備金の総額または、純資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。

六、報告の徴収及び罰則

認定事業者に対する報告の徴収及び罰則について規定

を設ける。

七、その他

政府及び日本開発銀行以外の基金出資者に対する持ち分の払い戻しについて、所要の規定の整備を行う。

なお、本法律は平成八年五月二十九日までに廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特定新規事業実施円滑化臨時措置法案につきまして商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、リスク性の高い新規事業に対し、民間資金の供給を円滑化する仕組みを整備しようとするものであります。

すなわち、特定新規事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備基金の業務に新規事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加するほか、業務の実施に必要な資金を調達するためには発行する新株引受権付社債につき発行限度の特例を設ける等の措置を講じることとしております。

委員会におきましては、事業の新規性等の認定の方法、資金調達の手段としてワランチ債を採用した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案（閣法第三三号）

要旨

本法律案は、電子計算機の高度利用の進展に伴うプログラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソフトウェア供給力の開発が十分に行われている地域（政令で定める）以外の地域で、今後、ソフトウェア供給力の開発が促進されると認められる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、プログラムの作成に関する取引のあっせんを行う事業等（ソフトウェア供給力開発事業）の実施に必要な措置等を講ずることによって、プログラムの安定的な供給を図り、情報化社会の健全な発展に寄与せんとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本指針の策定・公表

主務大臣は、プログラムの供給不足の状況、見通し及

びこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に関する基本的な方向、地域ソフトウェア供給力開発事業を行う者の要件、内容に関する事項等の基本指針を定め、これを公表する。

二、事業計画の承認等

地域ソフトウェア供給力開発事業を行おうとする者は、事業計画を策定し、主務大臣の承認を受けることができる。また、事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

三、情報処理振興事業協会（IPA）の行う地域ソフトウェア供給力開発事業推進業務

IPAは、情報処理促進法に規定する業務のほか、承認事業者の行うソフトウェア供給力開発事業に必要な資金の出資、必要な教材の開発、承認計画の実施にあたつての指導、助言等の業務を行うこととする。また、IPAの業務の監督等に関する規定を設ける。

四、雇用促進事業団の行う出資業務

雇用促進事業団は、雇用促進事業団法に規定する業務のほか、IPAに対して、ソフトウェア供給力開発事業に必要な資金の出資等を行うこととする。

五、負担金についての損金算入の特例

公益法人である承認事業者が行う地域ソフトウェア供給力開発事業に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

六、承認事業者等に対する能力開発事業としての助成及び援助

政府は、プログラム業務従事者たる労働者に關しこの法律に基づきプログラムの作成に關して必要な知識及び技能の向上を図るために必要な措置を講ずる承認事業者等に對して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

七、その他

政府の資金確保、承認事業者に対する報告の徵収、主務大臣、罰則等に関する規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法

案は、コンピュータ・プログラムの需給ギャップ、ソフトウェア技術者の不足等の事態に対処するため、地方において、人材育成、ソフト技術の地域への定着化等のための事業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振興事業協会及び雇用促進事業団の機能を活用して、出資その他支援を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法改正案は、小規模企業共済契約の掛金月額の最高限度を引き上げるとともに、共済金の分割支給制度を導入するほか、中小企業事業団の余裕金の運用方法を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業投資育成株式会社法改正案は、中小企業投資育成株式会社の新規事業として、設立段階にある株式会社に対する出資を追加しようとするものであります。

次に、中小企業事業団法改正案は、中小企業事業団に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する出資及び融資の業務を追加するとともに、出資資金の設置等財源の安定的確保を図るための規定整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、以上四案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案に対し、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案は、多数をもって、中小企業関係三法案は全会一致をもって、何れも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、最近における経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業共済契約に係る掛金月額の最高限度を引き上げる等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模企業共済法の一部改正

(1) 掛金月額の最高限度を現行の五万円から七万円に引き上げる。

(2) 一時金として支給されている共済金を、分割払いの方法により支給することができる」ととする。

二、中小企業事業団法の一部改正

小規模企業共済に係る余裕金の運用方法の範囲の拡大を行う。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、最近の我が国の中小企業をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、中小企業構造の高度化の促進を図るため、中小企業事業団の業務の追加等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業事業団の業務追加

中小企業事業団の業務に、中小企業構造の高度化を支援する事業に係る貸付及び出資を追加する。

二、出資資金の設置

中小企業事業団の一の業務等に関する、出資資金を設けることとし、その経理規定等を整備する。

三、その他

である。

委員長報告

一一五ページ参照

理事及び監事の任期を変更し、一年とする。

結果を御報告申し上げます。

委員長報告

一一五ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第七二一号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に応じるため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、旅客その他他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び能力の活用を図るために研修施設及び展示施設等を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして商工委員会における審査の経過と

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。